



熊本県公報

第12134号

平成24年7月31日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	1
○平成24年度土木一式工事及び鋼構造物工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(監理課)	2
○予算の専決処分	(財政課)	3
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定	(くらしの安全推進課)	9
○道路の供用開始	(道路保全課)	9
公 告		
○道路の位置の指定	(建築課)	9
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	9
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示	(〃)	10
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	10
○第41回採石業務管理者試験の実施	(産業支援課)	10
○公共測量の実施	(監理課)	11
○一般競争入札の実施	(〃)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	17
登 載 依 頼		
○荒瀬ダム撤去地域対策協議会(第5回)開催	(企業局総務経営課)	17
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲	(労働委員会)	18
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成24年度導入分)の借り入れに係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課)	18
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成24年度導入分)の借り入れに係る一般競争入札の実施	(〃)	19
○平成24年度第3回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(熊本県公立大学法人評価委員会)	22
○県立美術館分館指定管理者募集	(教育総務局文化課)	22

告 示

熊本県告示第935号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターきずな 八代郡氷川町高塚917番地	特定非営利活動法人ケア プランセンターきずな	平成24年8月1日

熊本県告示第936号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
やまだ介護支援センター	医療法人善哉会	平成24年7月20日

水俣市旭町二丁目 2 番 5 号

熊本県告示第 937 号

平成 24 年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第 4 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 24 年 7 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

第 1 調達の対象となる建設工事の種類

土木一式工事及び鋼構造物工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）別表第 1 に規定するもの）

第 2 申請の受付期間

平成 24 年 7 月 31 日（火）から平成 24 年 8 月 9 日（木）までとする。

その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。

第 3 申請の方法等**1 申請の要件**

本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。

2 申請書の入手方法

「入札参加者資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入手方法は、第 9 の問合せ先に問い合わせること。

3 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を郵送するための郵便切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）を貼った定形封筒とともに、第 9 の提出場所に持参すること。

(1) 工事経歴書**(2) 営業所一覧表**

(3) 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの）の写し

(4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書**(5) 申請日の直前の次に掲げる税の納税証明書****ア 国税**

申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）

イ 熊本県税

申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）

4 申請書等の作成に用いる言語等**(1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。**

(2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。（外國貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。）

第 4 競争に参加することができない者

次に掲げるもののいずれかに該当する者

1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者**2 令第 167 条の 4 第 2 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者****3 経営状態が著しく不健全であると認められる者****4 申請書又は添付書類において、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者****5 第 1 の建設工事の種類について、法第 3 条の規定による許可を受けていない者****6 第 1 の建設工事の種類について、法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていない者****7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者****8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者****第 5 入札参加者の資格及びその審査****1 第 4 の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。****2 第 4 の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して一般競争（指名競争）入札**

- 参加資格があると認定する。
- 第 6 資格審査結果の通知
「入札参加者資格認定通知書」により通知する。
- 第 7 資格の有効期間及び更新手続
1 入札参加者資格の有効期間
資格認定の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
2 有効期間の更新手続
1 の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成 25 年度中に平成 26 年度及び平成 27 年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。
- 第 8 その他
1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。
2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。
- 第 9 申請書の提出場所及び問合せ先
郵便番号 862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県土木部監理課建設業班
電話 096-333-2485

熊本県告示第 938 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 24 年 7 月 23 日付けで専決した平成 24 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）の要領は、次のとおりである。

平成 24 年 7 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

専第 10 号**平成 24 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）**

平成 24 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,561,017 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 717,267,998 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正是、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 24 年 7 月 23 日専決

熊本県知事 蒲島 郁夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国庫支出金		97,885,684	483,000	98,368,684
	1 国庫負担金	36,951,019	363,000	37,314,019
	2 国庫補助金	59,389,763	120,000	59,509,763
2 繰 入 金		55,745,007	2,484,017	58,229,024
	1 基金繰入金	55,090,851	2,484,017	57,574,868
3 県 債		100,796,000	594,000	101,390,000
	1 県 債	100,796,000	594,000	101,390,000
歳 入 合 計		713,706,981	3,561,017	717,267,998

歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 民 生 費		91,115,929	1,297,250	92,413,179
	1 災害救助費	8,761	1,297,250	1,306,011
2 農 水 産 業 林 費		52,608,793	300,000	52,908,793
	1 林 業 費	14,838,075	300,000	15,138,075
3 土 木 費		74,059,591	700,000	74,759,591
	1 河川海岸費	17,934,661	700,000	18,634,661
4 災害復旧費		1,876,956	1,263,767	3,140,723
	1 土 木 災 害 費	1,276,086	1,200,000	2,476,086
	2 警 察 災 害 費		27,137	27,137
	3 衛 生 災 害 費		36,630	36,630
歳 出 合 計		713,706,981	3,561,017	717,267,998

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
警 察 施 設 県 現 年 発 生 単 費 災 害 復 旧 事 業 費	千円 8,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げる借 り入れができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公 衆 衛 生 施 設 県 現 年 発 生 単 費 災 害 復 旧 事 業 費	24,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 400,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	432,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 1,970,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることできる。 る。	千円 2,132,000	(補 正 前 に 同じ)		

熊本県告示第939号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年7月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	美人秘書 おしゃぶり接待（オーピー） 妖女伝説 セイレーンXXX（トリプルエックス）～魔性の悦楽～（新東宝） 痴漢体験 くわえる股ぐら（新東宝） 家庭教師と未亡人義母 ～まさぐり狂宴～（オーピー） 婚前生だし 未熟な腰つき（オーピー） 人妻エロ風俗 そぞる痴態（新東宝） 女真剣師 色仕掛け乱れ指（オーピー） 熟女売ります（新東宝） 奴隸 濡れた股間を開け（新東宝） 多淫な人妻 ねつとり蜜月の夜（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年7月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 260番2地先から 同所 253番1地先まで	140.0	単道改 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年7月31日

公 告**熊本県公告第433号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 築造者の住所 八代郡氷川町鹿島641番地の1
- 2 築造者の氏名 カシマ開発株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町新田宇柳江1431番1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 67.22メートル
- 6 指定年月日 平成24年7月12日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第10号

熊本県公告第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3

項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

永田 義春

2 通知の趣旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年6月12日付け熊本県告示第785号による。

熊本県公告第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

富田 信悦、古閑 英子、下瀬 三千郎、立山 穆、西川 孝子、脇山 正嗣、下瀬 賢次、淵上 ゆかり、開田 一博、米岡 ジュリ、東 幸代、堀 強美、緒方 伊太郎、森山 熊八、山本 敬之、山本 治、山本 軍次、長迫 政敏、山本 子七、長迫 直七、下瀬 朴、永田 権六、立山 德藏、平田 時藏、立山 公徳、立山 幸八、山立山 扇藏、立山 チヨ、坂之下 トシ女、永村 至、立山 熊彦、永田 佐吉、立山 チヨ、立山 充平、立山 市藏、松山 德三郎、河村 又六、下瀬 吉次郎、泰宏、立山 六太郎、下瀬 七、下瀬 李七、安東 猛彦、井上 利昭、寺澤 次、清形子、中川 立山 仁一郎、立山 傳、中川 國藏、立山 平作、松山 松喜、松山 川已三郎、高木 顯藏、杏平、中川 為八、中川 森平、波多野 一人、中川 辰彦、中川 五郎、橋謙太郎、夫、中川 昭義、福原 新三郎、中川 森平、長迫 弥平、長迫 角太郎、親 浩、堀 浩、立山 勝治、立山 豊八、立山 豊八、渡辺 豊記、渡辺 角太郎、親 浩、堀 浩、渕上 勝海、渕上 幸一、渕上 亘、渕上 良三、渕上 照雄、渕上 勉、虎上 剛一、森本 茂藏、渕上 剛一、田上 博碩、渕上 象馬、基 文、富田 未春、富田 次、高橋 博文、河村 修、浦上 寅男、井上 喜又、長尾 文基、富田 末春、富田 慶藏、富田 郁夫、有限会社有興不動産、福島 尊重、田中 隆喜、池部 庄太郎、富田 一衛、渕上 義信、高橋 康正、渕上 俊明、立山 良明、利行、立山 利行、元靈仙組共有、工藤 五平、工藤 四平、工藤 周平、酒井 新吉、富田 敬藏、尾形 兼太郎

2 通知の趣旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年6月12日付け熊本県告示第786号による。

熊本県公告第436号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	楠浦（天草市）	平成13年3月23日	平成24年3月26日	熊本県
区画整理	荒木浜（上天草市）	平成15年5月14日	平成22年1月21日	熊本県
農業用道路	大矢野中央（上天草市）	平成15年12月10日	平成20年3月19日	熊本県

熊本県公告第437号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第41回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験を実施する日時

- 平成24年10月12日(金)
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下大会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成24年8月3日(金)から平成24年10月3日(水)まで(閉序日を除く。)。
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月3日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 業務管理者試験受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票
(4) 写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
(5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第438号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(①カラー撮影②写真地図作成)	平成24年6月22日から 平成25年3月31日まで	水俣市全域

熊本県公告第439号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第84条第1項の規定により公告する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 平成24年度債務 交通円滑国道第0266-A-101号
2 工事名 国道266号交通円滑化改築(新天門橋)工事
3 工事場所 上天草市大矢野町登立~宇城市三角町三角浦地内
4 工事概要 橋梁上下部工 道路規格 第1種第3級(設計速度60キロメートル毎時)
橋種 鋼プレストレスコンクリート複合アーチ橋
橋長 463メートル(支間長48.0メートル+362.0メートル+53.0メートル、アーチ支間長350メートル)
幅員 車道9.0メートル
上部工 ソリッドドリブ中路式複合アーチ橋
架設工法 ケーブルエレクション(斜吊り)工法
下部工 橋脚工(P1、P2)

5 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月24日まで

6 使用する主要な資機材
鋼材約3,800トン、コンクリート約11,300立方メートル、鉄筋約300トン、PC鋼材約140トン

7 予定価格

第4の13(1)に示す期間の初日以前に公表する。

8 その他の

- (1) 当該工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指定定期日までに技術申請書等の提出を行わない者は、入札してはならず、技術申請書等を提出せずに行った者のした入札は無効とする。技術申請書等が白紙の場合も提出がない場合と同じ扱いとする。
- (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難い場合は、承認を得て紙入札方式に代えることができる。
- (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
- (5) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に規定する対象建設工事である。
- (6) 当該工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- (7) 本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書の提出を求める工事である。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

鋼橋上部工及びその基礎構造物工の施工を担当する1者、プレストレストコンクリート上部工の施工を担当する1者及び橋脚工の施工を担当する2者の構成員4者により結成された異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で次に掲げる条件を全て満たしているもの

1 共同企業体の全ての構成員が満たすべき条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあっては、当該手続開始決定後、随時の入札参加資格者認定を受けている者であること。
- (5) 次に掲げる当該工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

受託者名 大日本コンサルタント株式会社
本店所在地 東京都豊島区駒込三丁目23番1号

(6) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）

2 鋼橋上部工及びその基礎構造物工の施工を担当する共同企業体の構成員が満たすべき条件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する鋼橋上部工事に係る経営事項審査（第4の3の(1)の期間の末日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以後で、かつ、直近の審査基準日のものに限る。）を受けており、かつ、その総合評定値が1,100点以上であること。
- (2) 熊本県における鋼構造物工事に係る入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 平成10年度以降、元請けとして完成したアーチ橋（ローゼを含む。）で、最大アーチ支間長100メートル以上の、ケーブルエレクション（斜吊り）工法による鋼道路橋上部工工事の施工実績（製作及び架設いずれも行ったことを要する。）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）
- (4) 次に掲げる基準を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。また、製作現場（工場）の配置予定技術者と架設現場の配置予定技術者は、同一人でなくとも構わない。配置予定技術者が同一人でない場合は、各配置予定技術者が配置予定の業務（製作又は架設）について、施工実績に掲げる条件を満たす工事の下記アとしての施工経験を有すること。なお、この技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。

- ア 平成10年度以降、(3)に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者
- イ 鋼構造物工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ウ 第4の3の(1)の期間の末日以前連續して3か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者

3 プレストレストコンクリート上部工の施工を担当する共同企業体の構成員が満たすべき条件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定するプレストレストコンクリート工事に係る経営事項審査（第4の3の(1)の期間の末日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以後で、かつ、直近の審査基準日のものに限る。）を受けており、かつ、その総合評定値が1,100点以上であること。
- (2) 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 平成10年度以降、元請けとして完成した最大支間長78メートル以上の、片持ち張出し架設工法によるプレストレストコンクリート道路橋上部工工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20ペーセント以上のものに限る。）
- (4) 次に掲げる基準を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
ア 平成10年度以降、(3)に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者
イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
ウ 第4の3の(1)の期間の末日以前連続して3か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者

4 橋脚工の施工を担当する共同企業体の構成員2者が満たすべき条件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する土木一式工事に係る経営事項審査（第4の3の(1)の期間の末日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以後で、かつ、直近の審査基準日のものに限る。）を受けており、かつ、その総合評定値が950点以上であること。
- (2) 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 平成10年度以降、元請けとして完成した道路橋下部工（鉄筋構造物に限る。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20ペーセント以上のものに限る。）
- (4) 次に掲げる基準を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
ア 平成10年度以降、(3)に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者
イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
ウ 第4の3の(1)の期間の末日以前連続して3か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者

5 共同企業体の結成に当たっての条件

- (1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 代表者は、構成員において決定された者とする。
- (3) 当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けなければならない。

第3 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

- (1) 総合評価は、技術申請書等を提出した者に標準点100点を与え、それに加算点（60点満点）及び施工体制評価点（30点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除し、定数を乗じた次の式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$
- (2) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。
- (3) 入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

2 評価に関する基準

詳細は入札説明書による。

第4 入札手続等

1 入札等を担当する部局の名称

- (1) 入札事務を担当する部局の名称
郵便番号 862-8570
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 技術を担当する部局の名称
郵便番号 862-8570
熊本県土木部監理課
熊本県土木部道路都市局道路整備課
- (3) 監督を担当する部局の名称

郵便番号863-0013

天草市今釜新町3530

熊本県天草地域振興局土木部工務第一課

2 入札説明書及び設計図書の閲覧及び配付

(1) 期間

平成24年7月31日(火)から平成24年11月21日(水)まで

(2) 方法

入札情報公開サービスシステムによる。

3 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、方法及び場所

(1) 期間

平成24年7月31日(火)から平成24年8月10日(金)午後5時まで

(2) 方法

電子入札システム又は1の(1)の入札事務を担当する部局に持参若しくは郵送(書留郵便)により提出すること。また、申請書及び資料の提出と併せ、建設工事入札参加資格申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書(乙)の写しを提出すること。

4 技術申請書等の提出期間、方法及び場所

(1) 期間

平成24年8月20日(月)から平成24年10月4日(木)午後5時まで

(2) 方法

1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。

5 技術提案に係る質問書の提出

(1) 期間

平成24年7月31日(火)から平成24年8月9日(木)午後5時まで

(2) 方法

1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。

6 技術提案に係る質問書に対する回答の閲覧

(1) 期間

質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成24年11月21日(水)まで

(2) 方法

入札情報公開サービスシステムによる。

7 技術提案に係るヒアリング

(1) 期日

平成24年10月22日(月)

(2) 方法

技術提案の内容について、提案者別にヒアリングを行うので、技術提案に係る説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。

なお、説明者は3人以内とし、時間及び場所は別途通知する。

8 競争参加資格確認通知

(1) 期限

平成24年8月20日(月)まで

(2) 方法

電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札方式による入札を行う者に対しては、郵送による。そのため紙入札方式による入札を行う者は、申請書及び資料を持参する際に、郵送するための郵便切手(第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額)を貼った定形封筒を添付すること。

9 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求

(1) 期間

競争参加資格確認通知の日から平成24年8月29日(水)午後5時まで

(2) 方法

1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。

10 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答

(1) 期限

平成24年9月7日(金)まで

(2) 方法

書面による。

11 設計図書に係る質問書の提出

(1) 期間

平成24年7月31日(火)から平成24年11月13日(火)午後5時まで

(2) 方法

1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。

12 設計図書に係る質問書に対する回答の閲覧

(1) 期間

質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成24年11月21日(水)まで

(2) 方法

- 1 入札情報公開サービスシステムによる。
- 1.3 入札
- (1) 期間
平成24年11月12日（月）から平成24年11月21日（水）午後5時まで
- (2) 方法
電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札方式による入札を行う者は14の期日及び場所に、入札書を入れた中封筒を表封筒に入れたものを持参すること。なお、郵送による場合は、13の(1)の期間内に1の(1)の場所に郵送（書留郵便）すること。
- 1.4 開札
- (1) 期日
平成24年11月22日（木）午前10時
- (2) 場所
熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
郵便番号862-8570
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 第5 その他
- 1 当該競争入札に付する工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決後本契約となるものである。
- 2 手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- 3 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金
納付しなければならない。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公司に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
- ア 熊本県会計規則第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第3の1により評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- イ 低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該調査の対象となる入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもつて入札した他の者のうち最高の評価値の者を落札者とすることがある。
- ウ 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が同点の者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。なお、イにより最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が同点の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかつた者を除き、入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための窓口 第4の1に同じ。
- (8) 入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体の参加
入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体も第4の3により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、当該共同企業体が入札参加者資格の確認を受けていなければならぬ。
- 4 契約締結後の技術提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能にする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- 5 その他詳細は入札説明書による。

- 第6 Summary
 1 Subject matter of the contract
 Construction work of The Shintenmon bridge
 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
 5:00 P.M. 10 August 2012
 3 Time-limit for the submission of tenders
 5:00 P.M. 21 November 2012
 (tenders submitted by mail 5:00 P.M. 21 November 2012)
 4 Contact point for the notice
 Civil Engineering Administration Division,
 Department of Civil Engineering, Kumamoto Prefectural Government,
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
 ZIP 862-8570, TEL 096-333-2485

熊本県公告第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンモール熊本
 上益城郡嘉島町大字上島字長池2232
 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聰一
ニューコ・ワン株式会社 熊本市御領五丁目1番80号	ニューコ・ワン株式会社 熊本市東区平山町3006番2号
株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 玉木 開作	株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 西条 真義
株式会社ポイント 代表取締役 福田 三千男	株式会社ポイント 代表取締役 遠藤 洋一
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊地 敬一	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典
株式会社オンワード樫山 代表取締役 水野 健太郎	株式会社オンワード樫山 代表取締役 廣内 武
株式会社ファーストリテイリング	株式会社ユニクロ
株式会社キャンパス 代表取締役 山本 悅二	株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作
株式会社ザ・クロックハウス 東京都新宿区新宿一丁目19番10号	株式会社ザ・クロックハウス 東京都杉並区西荻北二丁目28番7号
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原 政博	株式会社ライトオン 代表取締役 横内 達治
株式会社辻商	辻商株式会社
株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目22番15号	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号
株式会社アートヴィレッジ 代表取締役 鈴木 安喜雄	株式会社アートヴィレッジ 代表取締役 赤池 輝子

株式会社ザラ・ジャパン 代表取締役 ルレ・ノルベール	株式会社ザラ・ジャパン 代表取締役 イヴァン・バルベラ・トラスプエスト
ペットシティ株式会社 代表取締役 豆鞘 亮二 千葉県千葉市美浜区高洲3丁目21番1号	イオンペット株式会社 代表取締役 小川 明宏 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 届出年月日

平成24年6月29日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県上益城地域振興局総務部
総務振興課

平成24年7月31日から平成24年12月1日まで

熊本県公告第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール熊本

上益城郡嘉島町大字上島字長池2232

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 駐車場No.1(⑨を除く。)、No.2、No.3

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

イ 駐車場No.1(⑨に限る。)

(変更前) 午前8時30分から午前6時30分まで

(変更後) 24時間

3 変更する年月日

平成24年6月30日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

平成24年6月29日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県上益城地域振興局総務部
総務振興課

平成24年7月31日から平成24年12月1日まで

登載依頼**熊本県企業局公告第13号**

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第5回）を次のとおり開催する。

平成24年7月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 開催日時

平成24年8月8日（水）

午前10時から正午まで

2 開催場所

八代市坂本町坂本4228-12

八代市坂本支所2階 会議室

3 議題

(1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況等について

4 傍聴の定員

20人

5 傍聴手続

(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する者は、

協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。

- (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

6 問い合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室
電話番号096-333-2600

熊本県労働委員会告示第5号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成24年7月19日に認定したので、次のとおり告示する。

なお、平成23年熊本県労働委員会告示第3号は、廃止する。

平成24年7月31日

熊本県労働委員会会長 津留清

熊本市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道熊本水道労働組合、熊本市役所職員組合、及び熊本市役所第一職員労働組合については、当該上下水道局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局本庁	総括審議員、技監、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、次長、首席上下水道審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、上下水道審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工事検査審議員、総務課長補佐（人事担当の課長補佐に限る。）、総務係長、人事係長、人事事務主務担当者
上下水道センター	所長
営業所	所長
浄化センター	所長
維持補修センター	所長

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年7月31日

熊本県警察本部長 西郷正実

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成24年度導入分）の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成24年8月13日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時までに隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉序日を除く。）までに行う。

熊情管公告第929号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成24年7月31日

熊本県警察本部長 西郷正実

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式

(2) 借入物品に係る入札・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

(3) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成24年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

(4) 借入期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(5) 納入期限

平成24年12月28日（金）

(6) 借入場所

要求仕様書による。

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行つた者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成24年8月13日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の人者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 要求仕様書 6事前提出書類一式

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。なお入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成24年8月20日（月）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成24年9月12日（水）午前10時まで行う。

(2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年9月11日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成24年9月12日（水）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課OA研修室（熊本県警察本部庁舎9階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年9月11日（火）までに必着とし(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付におい

では、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110 (内線2443)

ファックス番号 096-381-2048

(2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること

熊本県出納局管理調達課 管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に
 に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1
 月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
 A set of servers for Kumamoto Prefectural Police.
- (2) Deadline for supply of items:
 December 28th, 2012
- (3) Date and place to submit bidding:
 September 12th, 2012, 10:00a.m.
 Kumamoto Prefectural Police
 9th floor OA training Room
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
 862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
 September 11th, 2012
- (5) Language and currency to be use for bidding:
 Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
 Kumamoto Prefectural Police
 Police Administration Department
 Information Management Division
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
 862-8610 Japan
 Tel. 096-381-2048

熊本県公立大学法人評価委員会公告第3号

平成24年度第3回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
 平成24年7月31日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎元達郎

1 開催日時

平成24年8月8日（水）
 午後1時30分から（3時間程度）

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

- ・平成23年度業務実績評価について
- ・第1期中期目標期間業務実績評価について 等

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県教育委員会公告第11号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
 平成24年7月31日

熊本県教育委員会委員長 古荘文子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
 熊本県立美術館分館（以下「美術館分館」という。）
- (2) 場所
 熊本市中央区千葉城町2番18号

- (3) 施設の内容、規模等
 ア 敷地面積 4,071.43 平方メートル
 イ 主な建物 美術館分館（鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階、塔屋1階、延床面積 5,084.62 平方メートル）
- (4) 施設の概要
 美術館分館（展示室及び展示関連施設、附属施設、事務管理施設、機械室、倉庫）
- 2 指定管理者が行う業務
 (1) 展示のための施設を提供する業務
 (2) 美術館分館の利用の許可に関する業務
 (3) 美術館分館の施設設備の維持及び修繕に関する業務
 (4) その他、指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定期間
 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 県内に事業所を有すること。
 (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 (1) 申請書類
 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成16年教育委員会規則第6号）（別記様式）
 イ 熊本県立美術館分館指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 ケ その他教育長が必要と認める書類
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- 詳細は、募集要項に記載
- (2) 申請書の提出先
 熊本県教育庁教育総務局文化課文化係担当（県庁行政棟新館6階）
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2705
- (3) 提出期間
 平成24年8月31日（金）から平成24年9月20日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
 2部（1部は複写可）
- 6 指定管理候補者の選定
 平成24年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会からの指定管理候補者に関する選考意見の報告を受け、最終的に教育委員会において選定する。

7 募集要項の配布

5 の(2)に掲げる場所で、平成 24 年 8 月 6 日（月）から平成 24 年 9 月 19 日（水）までの間に、配布する。

8 現地説明会

(1) 日時

平成 24 年 8 月 23 日（木）午後 1 時 30 分～（予備日：8 月 31 日（金））

(2) 場所

熊本県立美術館分館会議室

(3) その他

説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 8 月 20 日（月）までに、5 の(2)に連絡すること。

9 留意事項

(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されてないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの

オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 委託料は、美術館分館の維持管理に係る経費とする。

(4) 問い合わせ先

5 の(2)に同じ。